

Title	〔商法二一〇〕 会社の資金繰がいわゆる自転車操業の状態の下における融通手形の振出を放任した取締役と商法第二六六条ノ三の責任 (東京地裁昭和五〇年五月八日判決)
Sub Title	
Author	並木, 和夫(Namiki, Kazuo) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1981
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.54, No.7 (1981. 7) ,p.106- 111
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19810715-0106

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 二二〇〕 会社の資金繰がいわゆる自転車操業の状態の下における

融通手形の振出を放任した取締役と商法第二六六条ノ三の責任

東京地判昭和五〇年五月八日
昭和四四年(第九七二四号)
損害賠償請求事件(控訴)
逓刊金融・商事判例四五五号(二頁)

〔判示事項〕

代表取締役及び平取締役が取締役としての相当な注意を払つておれば、当時の会社の資金状態からみて、会社振出の手形が満期に支払われることが極めて困難な状態にあることを当然予見できたにも拘わらず、右注意を払うことを怠り会社の経営を他の取締役らに一切任せきりにしたままで漫然と放置したため、他の取締役らによつて振出された手形が不渡となり、これを割引いた第三者に割引金相当額の損害を与えた場合には、右注意を払うことを怠つた取締役の所為は、その地位に照らし重大な任務懈怠であり、右第三者に対し右損害を賠償すべき責を負う。

〔参照条文〕

商法第二六六条ノ三。

〔事実〕

訴外A会社は、オルゴール取付製品、宝石箱及び化粧箱などの製

造販売を目的として、昭和二九年三月に設立された株式会社であり、その経営は、訴外Cが代表取締役として、専らこれに当つてきたが、昭和四二年頃から、工場の移転及び設備の拡張などのために多額の設備投資を行い、その結果、運転資金不足に陥り、昭和四三年には、右不足額を融通手形の割引や借入金によつて填補しなければならぬ状況にあつた。そこで、Cは、A会社の経営を立て直すために、その主要取引金融機関である訴外D信用組合の理事Y₂及び監事Y₁に助力を要請した。

かくて、被告Y₁及びY₂は、同年一月二日に、それぞれ、A会社の代表取締役及び平取締役に就任したが、A会社の経営状態は一向に改善されず、昭和四四年一月から同年六月迄、毎月、赤字を計上し、同年六月における累積赤字額は、約一、四七〇万円にも及び、しかも、同社の取引金融機関は、前述の訴外D信用組合のほか、訴外E銀行であつたところ、同年二月から六月迄の当座勘定取引は、

毎月平均して、前者については約一、五〇〇万円前後であり、後者については約一、〇〇〇万円前後であるにも拘わらず、その残高が各五万円を割ることがしばしばであった。さらに、同社は、昭和四四年一月末で、支払サイト約四ヶ月の支払手形、約八、四〇〇万円をかかえているのに、その業績は昭和四四年一月から同年四月迄の平均売上高が、月額一、三五〇万円に過ぎず、しかも、同年五月と六月は、売上がその半分以下に落ち込んで、同社の支払に要する資金は、常に入金額を超える資金不足の事態に陥り、これと平行して、昭和四三年一月から昭和四四年七月下旬に亘り、被告Y₁及びY₂による、それぞれ、一、七三八万円及び一、五七二万円の融資が行われたものの、会社の資金繰りは、順次逼迫の度を深くし、いわゆる自転車操業の状態となった。

その後のA会社の資金調達は、同社の経理係員Fの、その都度の要請により、訴外Bが、代表取締役Cの署名した同会社振出で受取人欄が白地となつている手形の交付を受け、Bはこれを商業手形であると見せかけるために、受取人欄に自己の氏名を補充するとともに、裏書人欄に署名、捺印を行い、原告X₁及びX₂からこの割引を受けるという方法によつて行われていたが、昭和四四年七月末日に至り、A会社は支払不能の状態に陥り、不渡処分を受けて倒産したため、原告X₁及びX₂は、本件手形総計二二通の支払を受けることができなくなつた。そこで、原告X₁及びX₂は、被告Y₁及びY₂に対して、同人らはA会社の経営状況からすれば、本件各手形振出の当時、A会社は客観的に行き詰まつてゐり、本件各手形を振出して、その

決済を期待しえない状況にあつたにも拘わらず、本件各手形の振出を中止させず、かくて、原告らに本件手形金相当額の損害を与えたとして、商法第二六六条ノ三第一項前段にもとづく損害賠償請求訴訟を提起した。

〔判 旨〕

請求額より手形割引料を差し引いた残額について請求認容。

「被告Y₁及びY₂は、A会社の取締役に就任した当時、同社から交付を受けた紛飾された決算書の内容を信じ、同社が少額ではあるが営業利益を挙げているものと思つていたが、前項の取締役に毎回出席し、資金繰りの討議に加わり、被告両名としては、遅くとも本件手形中最初に振出された別紙目録(3)の手形が振出された当時(筆者注、昭和四四年三月一〇日)は同社の資金繰りが悪化していることに気づいていた……(が、)……被告両名は非常勤である関係もあつて、当初のBの割引についてはこれを明確には認識していなかつた……(ところ、)……昭和四四年六月四日頃、Cが別会社を設立しA会社の資産を移転する等のA会社に対する背信行為をしていることが判明し、他役員からの助言もあつて、被告両名は、はじめて、CからA会社の代表者印、手形帳等を取り上げ、これを被告Y₂の下で保管せしめると同時に、経理係員Fに対して同社の資金繰の現状を正確に知るため支払手形の詳細を示す資金繰表の作成を命じたが、右書類が同月二四日の取締役に提出されるに至りこれにより前記Bの会社資金の捻出方法についても明確に知るに至つた……()……したがつて、被告両名はこの段階でA会社の代表取締役ま

たは取締役として、同社に対する経営についての監視を強めるべきであるのに、その後も漫然とB及びFに対し、同会社の運営を任かせるのみでなく、手形振出等の経理事務の一切をも任かせたままで、特にBの前記同様の資金捻出方法による本件手形の振出と割引を禁止しなかつたために、右期日以降も別紙目録(一)の8ないし16記載の本件手形が振出され……、原告らにおいて割引かれた……。

右事実によると、被告Y₁はA会社の代表取締役として、また、被告Y₂は同社の取締役としての注意を払つておれば、A会社の当時の資金状態からみて、本件手形がいずれもその満期に支払われることが極めて困難な状態にあることを予見できたにも拘わらず、これを怠り同会社の経営を前記C、B、Fに一切任せきりにしたままで満然と放置したため、Cらによつて本件手形が振出され、その結果として前記のとおり原告らに損害を与えたものであり、しかも、被告両名のA会社の代表取締役または取締役としての職務を行うに於いての右所為は、その地位に照らし重大な任務懈怠であると判断せざるをえない。」

〔評 釈〕

判旨の結論には賛成であるが、その結論に至る過程には疑問がある。

(一) 判旨は代表取締役Y₁及び平取締役Y₂の訴外取締役B、Cに対する監視義務違反の責任を認めているにも拘わらず、監視義務の根拠については、何ら述べるところがないため、先例に従うものと理解される。すなわち、最判昭和四四・一一・二六(民集三三卷一―二

一五〇頁)は、代表取締役の他の取締役に対する監視義務の根拠を会社業務全般に亙る代表取締役の業務執行権限に求め、これを善良な管理者の注意義務ないしは忠実義務をもつて履行しなければならぬ旨を判示し、最判昭和四八・五・二二(民集二七卷五号六五五頁)は、代表権のない取締役の代表取締役に対する監視義務の根拠を、各取締役は業務執行を監査する地位にある取締役会の構成員であることに求めている。

しかし、いずれの判決にも疑問がある。第一に、代表権と業務執行権を同一視するのは正当ではない。このことは、たとえば、会社の業務執行権は定款をもつて制限することができるのに対し、代表権は任意にこれを制限することができない(商法第二六一條第三項、第七八條、民法第五四條)ことから明らかである。第二に、何故取締役会が業務執行について監査権を有するのかが明確にされていない。以下、取締役の監視義務の根拠につき、私見を述べる。

第一に、取締役会は業務執行の決定権限のみならず業務執行の実行権限をも有する業務執行機関である。このことは、商法第二六〇条においては明確ではないものの、我が私法体系上では業務執行の決定権限を有するものが業務執行の実行権限をも有するのが原則であること(民法第五一條第二項、第六七〇条、有限会社法第二六条参照)、昭和二五年改正以前の旧商法第二六〇条においては、「会社ノ業務執行ハ……取締役ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス」と定めていただけであるのにも拘わらず、商法がこのような規定を置く以上は、取締役の全員が業務執行の権限をもつているのは当然であるとされていたこ

と、の二点より明らかである(同頁、津田「会社法の大意」上二六五頁以下、高鳥「会社法(二版)」一六二頁以下、倉沢「会社法の論理」一八一頁以下、加藤(修)、判例研究「一人会社の代表取締役に対する監視義務を怠つた名目的取締役に対する会社破産管財人の損害賠償請求と信義則」本誌五一巻二号一〇〇頁、大隅「全訂会社法論」中巻七五頁以下、など)。

第二に、実務上は定款規定によつて社長、専務、常務などの業務執行機関が設けられているが、この場合には、定款規定によつて株主総会に業務執行権が与えられた場合(商法第三三〇条ノ二)とは異なり、取締役会は依然として業務執行の全権限を持つてゐる(同頁、津田、前掲書上二六七頁、高鳥「取締役会の権限とその委譲」本誌五三巻六号二二頁)にも拘わらず、これら業務執行機関地位に就いた取締役をして、現実の業務を執行せしめている。

このようにして、取締役会は、本来はみずからの手で行うことができる業務執行を、業務執行取締役をして行わしめているがために、業務執行取締役の業務執行行為を監督する責任を負う(民法第一〇五条類推)のであり、各取締役は、取締役会の構成員として監視義務を負担し、これを善良な管理者の注意をもつて(商法第二五四条第二項、民法第六四四条、履行すべきこととなる(同頁、倉沢、前掲書一八二頁)。なお、業務執行取締役は、取締役会の構成員たる地位より生じる監視義務に加え、職制上の上下関係より生じる監視義務をも併有することもあるが、取締役会の業務執行権は全ての業務執行に及ぶのであるから、取締役会の構成員たる地位より生じる監視義務は、全ての業務執行行為を覆い尽くし、したがつて、平取締役と業務執

行取締役の間においても、その監視義務の範囲には何ら差異は存在しない(同頁、倉沢、前掲書一八二頁、加藤(修)、前掲判例研究一〇〇頁)。

(二) 最判昭和四五・七・一六(民集一四巻七号一〇六頁)は、有限会社の代表取締役の対第三者責任(有限会社法第三〇条ノ三第一項前段)

が他の取締役に対する監視義務違反を理由として追及された事案において、代表取締役の故意に基づく監視義務違反を肯定したものの、現実に業務を執行した取締役に故意または重大な過失による任務懈怠の行為があつたものとするに足りず、代表取締役は同条違反の責任を負わない旨を判示し、さらに、「このように、会社の取締役であり、かつ現実に業務を担当しているが故に、本来同条の責任を負うべき地位にある者が同条の要件を欠く結果、その責任を負わないような場合に、その者が担当した取引から生じた損害をなら業務に関与しなかつた他の取締役に負わしめることは、条理上到底これを是認しうべきものではない。それ故、かかる場合には、右損害と他の取締役の任務懈怠行為との間には、かりに事実上の因果関係を肯定しえても、なおその責任を帰せしめるための相当性を欠くものといふべきである。」と述べて、その理由を明らかにしている。すなわち、この判決に依れば、有限会社の取締役が監視義務違反を理由として対第三者責任を負うためには、(イ)監視義務を負担する取締役(以下、これを「監督者」と呼ぶ)の悪意または重過失、(ロ)第三者における損害の発生、(ハ)その損害は監視される取締役(以下、これを「直接の行為者」と呼ぶ)の悪意または重過失によつて生じたこと、の三要件が充足されることが必要であり、このうちの要件(イ)は、監督

者の悪意または重過失と第三者における損害の発生との間における相当因果関係の存在を肯定するために必要とされるのである。そして、大阪高判昭和四九・四・一七(時報七五七号一三頁)、名古屋高判昭和五四・九・二〇(時報九五二号一二頁)などの下級審判決は、株式会社取締役が監視義務違反を理由として対第三者責任を追及された事実において、同様の理を判示しているが、直接の行為者が対第三者責任を負わない場合には監督者も責任を負わないとの立論には、学説上、議論が存在する。

第一説は、直接の行為者の責任に対する監督者の責任の依存性を重視する立場であり、この説を採られる神崎教授は、前記最判昭和四五・七・一六を評釈するに際し、これに賛意を表される(神崎、判例研究、タイムズ二五六号八一頁)。第二説は、直接の行為者の責任に対する監督者の責任の依存性を否定し、監督者の責任を独立のものとする立場であり、この説を採られる渋谷(光)教授は、監督者が直接の行為者の任務懈怠を看過したときも、その責任原因は監督者の任務懈怠にあるから、後者の責任が成立しないととも前者の責任の成立する余地が残される旨を主張される(渋谷(光)、判例研究、ジュリスト四八三号九四頁)。また、同じくこの説を採られる山村教授は、直接の行為者の行為に違法性がなくても監督者に独立して責任を生ずる場合もある旨を主張される(山村、判例研究、金融・商事判例二二三号六頁)。第三説は、直接の行為者の責任に対する監督者の責任の依存性を考慮する立場であり、この説を採られる吉川判事は、直接の行為者に悪意または重過失が存在する場合には、監督者の悪

意または重過失と第三者における損害の発生との間における相当因果関係の存在につき事実上の推定が行われ易いというに過ぎず、監督者が対第三者責任を負うには必ずしも直接の行為者の悪意又は重過失を必要とするものではない旨を主張される(吉川、判例研究、民商法六四卷六号一〇九頁)。

私見は、第三説に近い。以下その内容を述べる。第一に、監督者はみずから行うことができる業務執行を直接の行為者に委ねることによつて監督者の地位に立ち、監視義務を負担するのであるから、直接の行為者の責任に対する監督者の責任の依存性を否定することはできない。第二に、監督者は、直接の行為者の任務懈怠による違法行為を防止しなければならないのであつて、その違法行為が悪意または重過失によるものであるか、将又軽過失によるものであるかは問題ではない。第三に、監督者は、彼が業務執行者としての地位を併有する取締役であるうと、取締役会の構成員としての地位より生じる監視義務を負担するのであり、取締役会は最高かつ全般的業務執行権を有するため、監督者の監視義務は、業務執行者としての地位を併有するや否やに係わらず、常にあらゆる業務執行行為を覆い尽くすとともに、その監督権の由来からして、監督者は常に違法な業務執行行為を阻止する手段を有している。したがつて、監督者の悪意または重過失に基づく任務懈怠と、直接の行為者の軽過失に基づく任務懈怠による違法行為が存在すれば、第三者の損害と監督者の任務懈怠との間の相当因果関係の存在が事実上推定されるものと言わなければならない。

あるいは、このような見解に対しては、直接の行為者が責任を負わないのに監督者が責任を負うのは衡平感に反するとの見解もあろうが、直接の行為者が対第三者責任を負わないとしても、軽過失に基づく任務懈怠による違法行為を行っている以上、少なくとも会社社に対する損害賠償義務を負うわけであるから、このような見解は正当でない。

(三) 以上を本件事案に則して考えると、訴外B、Cは、A会社の業績が低迷しており、二度に亙る融資にも拘わらず、資金繰りが逼迫し、いわゆる自転車操業の状態の下で本件手形を振出し、かつその割引を受けたのであるから、B、Cの右行為は、少くとも、取締役として、過失に基づく違法な業務執行であると言わなければならぬ。判旨はこの点につき何ら触れておらず、正当でない。

〔最高裁判事例研究 一八七〕

被告 Y_1 、 Y_2 は、右行為を知り、しかも本件手形が満期に支払われるのが極めて困難であることを知り得るべきであったのにこれを知らず、右行為が継続されるのを阻止する手段を何ら構じようとしなかつたというのであるから、被告 Y_1 、 Y_2 について重過失を認定した判旨の結論は正当である。なお、判旨は本件手形総計二二通の全てを損害賠償の範囲に含ましめているが、認定事実によれば、被告 Y_1 、 Y_2 が訴外B、Cによる本件手形の振出及び割引を知つたのは昭和四四年六月二四日であり、この日以前に、既に、本件手形中の一八通が振出され、かつ割引かれていたのであるから、判旨としては、これら手形について Y_1 、 Y_2 がどのような手段を講じるべきであったのかを説く必要があると思われる。

並木 和夫

昭二四七(最高民集三卷
九号三〇五号)

調停の申立と訴訟手続中止の要否

損害請求事件(昭和四四年八月二日第二小法廷判決)

X(原告・控訴人・上告人)は、Y₁(被告・被控訴人・被上告人)に對して不法行為に基づく損害賠償請求の訴を提起したが、一審で敗訴し

た。このため控訴した上、事件が控訴審係属中に、該事件につき管轄の簡易裁判所に調停申立をなし、次いで原審に對して、調停の申立をした事による訴訟手続の中止方を要求する申立をなした。原審はこの申立に對して何ら応答する事なくX敗訴の判決をなした。このため、Xは、まず第一に、原審において事件係属審理中に、本件に付調停申立をなし、